

飲食店の皆様へ

令和2年4月1日から、改正健康増進法が全面施行され、飲食店においても「原則屋内禁煙」となり、施設の類型に応じた受動喫煙対策が必要になります。（屋外は喫煙可能です。）

以下のフローチャートを用いて、必要な受動喫煙対策を確認しましょう。

○施設類型フローチャート

Q.あなたの店舗では、たばこの「対面販売」を行っていますか？

※「対面販売」とは、たばこ事業法の製造たばこ小売販売業の許可を得てたばこの販売を行う場合か、出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する場合を指します。

いいえ

はい

Q.あなたの店舗は「喫煙を主たる目的とするバー、スナック」（シガーバー等）ですか？

※米飯類、麺類等「社会通念上主食と認められる食事」を主として提供する場合は「いいえ」を選択してください。

いいえ

はい

Q.あなたの店舗は、以下の3つの要件を満たしますか？

- 1.令和2年4月1日時点で営業している。
- 2.客席面積 100 m²以下
- 3.個人経営であるか、法人の場合で資本金又は出資の総額が 5,000 万円以下

※「客席」とは、客に飲食をさせる場所をいい、店舗全体から、客席から明確に区別できる厨房、トイレ、廊下、レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

いいえ

はい

分類Ⅰ 飲食店
（既存特定飲食提供施設を除く。）

裏面の分類Ⅰへ

分類Ⅱ 既存特定飲食提供施設（小規模飲食店）

裏面の分類Ⅱへ

分類Ⅲ 喫煙目的施設

裏面の分類Ⅲへ

令和2年4月1日から、飲食店は原則屋内禁煙となりますので、喫煙場所を設ける際には、以下の分類に従って受動喫煙対策を講じてください。また、喫煙室の設置にあたっては、施設の出入口と喫煙室の入口に標識を掲示してください。（全ての喫煙室は、20歳未満立入禁止になります。）

分類Ⅰ

飲食店（既存特定飲食提供施設を除く。）

○既存特定飲食提供施設を除く飲食店については、施設の全体を喫煙可能とすることはできません。

○設置可能な喫煙室

- ①喫煙専用室
- ②加熱式たばこ専用喫煙室

分類Ⅱ

既存特定飲食提供施設（小規模飲食店）

※経過措置

○既存特定飲食提供施設は、店舗の全部又は一部を喫煙可能室（全部の場合は喫煙可能店）とすることができます。

○設置可能な喫煙室

- ①喫煙専用室
- ②加熱式たばこ専用喫煙室
- ③喫煙可能室

○喫煙可能室を設置する場合には、保健所に届出を行い、客席面積及び資本金に係る書類を備え付ける必要があります。

分類Ⅲ

喫煙目的施設

○喫煙目的施設は、店舗の全部又は一部を喫煙目的室とすることができます。

○設置可能な喫煙室

- ④喫煙目的室

○喫煙目的室を設置する場合、帳簿を備え、たばこ事業法第二十二条第一項又は第二十六条第一項に関する事項を記載する必要があります。

①喫煙専用室

- ・紙巻きたばこを吸えます。
- ・加熱式たばこを吸えます。
- ・飲食物の提供は不可です。



②加熱式たばこ専用喫煙室

- ・紙巻きたばこは吸えません。
- ・加熱式たばこを吸えます。
- ・飲食物の提供が可能です。



③喫煙可能室

- ・紙巻きたばこを吸えます。
- ・加熱式たばこを吸えます。
- ・飲食物の提供が可能です。



④喫煙目的室

- ・紙巻きたばこを吸えます。
- ・加熱式たばこを吸えます。
- ・飲食物の提供が可能です。



喫煙室の設置にあたっては、下記の3点の事項を遵守してください。

- ①喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること。
- ②たばこの煙が室内から室外へ流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ③たばこの煙が換気扇等の設備により屋外又は外部の場所に排気されていること。